

諮問番号：平成29年度諮問第10号

答申番号：平成29年度答申第2号

平成29年11月8日

伊丹市教育委員会

教育長 木下 誠 様

伊丹市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 山 下 淳

答 申

伊丹市個人情報保護条例第7条第3項第2号の規定に基づき、平成29年10月12日付伊教委学第973号により諮問された「伊丹市におけるアレルギー対応に関する事務に係る要配慮情報を含む個人情報の収集」について、下記のとおり答申します。

記

市立幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に在籍する園児・児童生徒からアレルギーに関する情報を収集することについては、園児・児童生徒の食物アレルギーに関する事故を未然に防止するとともに、消防局と連携を図ってアレルギー発症時の緊急時対応体制を整備するために、特に必要があると認められる。

なお、園児・児童生徒の保護者に対しては、食物アレルギー対応に関する個別面談等において、提供された情報の取り扱いや提供先である関係機関について十分な説明を行い、理解を求めよう努められたい。

また、学校園や教育委員会及び消防局においては、提供された情報の適切な管理に努められたい。

**■審査会審議等の経過**

開催日	内容
平成29年10月12日	諮問の受理
平成29年10月12日	第1回審議

**■伊丹市情報公開・個人情報保護審査会**

氏名	役職等	備考
山下 淳	関西学院大学法学部教授	会長
菊井 康夫	弁護士	委員
益澤 彩	甲南大学法学部講師	委員
渋谷 元宏	弁護士	委員
寺岡 とも子	伊丹市人権擁護委員	委員